

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ” のまち

- 01 那須の人づくりの推進
- 02 男女共同参画の推進
- 03 青少年の健全育成の推進
- 04 学校教育環境の充実
- 05 特別支援教育の充実
- 06 コミュニティ・スクールの充実
- 07 地域文化活動の活性化
- 08 スポーツ・レクリエーションの推進

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

01 那須の人づくりの推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 町民の多様な学習ニーズに応え、生涯にわたり「いつでも・どこでも・だれでも」学習でき、学んだことを地域社会で活用できるような「生涯学習のまちづくり」を実現するため、学習活動の支援や指導者の育成に努め、情報提供・相談体制の整備・充実を図ります。
- 生涯学習関連施設では、学習活動の成果を発揮できる機会・場の提供を行うとともに、学習活動の拠点となるよう資料・情報等の充実を図り、利用促進に努めます。
- 家庭教育の充実や、結婚活動に対する支援を推進します。

=施策の内容=

那須の人づくりの推進

(1) 生涯学習推進体制の充実

(2) 学習機会の充実と情報の提供

(3) 学校教育との連携

(4) 生涯学習関連施設の充実

(5) 家庭教育への支援

(6) 結婚活動への支援

計画の背景

- 本町の推進する生涯学習は、「まちづくり・人づくり」の目標に向けて、町民と共に実践活動を高めていくものです。
町民はそれぞれの生活の中で、自分の目標を持ち、その達成に努力しながら、「生きがい」のある「豊かな人生」を送りたいという願いを持っています。
- 生涯学習の活動は、このような町民一人ひとりの願いをそれぞれが実現するために行う、すべての行為であるといえます。そのため、各分野の学習活動において誰でも参加でき、学んだ成果が地域社会に還元されることが理想です。

- そのためには、町民と行政、教育機関が一体となって、適切な指導者の養成・確保をはじめ、高度化・多様化した学習ニーズに対応できる情報の提供及び相談体制の整備を図る必要があります。
- 近年、未婚率の上昇や晩婚化の傾向が顕著となっています。栃木県の調査によれば、生涯未婚率は平成22年から平成27年の6年間で、男性が3.8%増の24.4%、女性が3.4%増の11%と上昇傾向で推移しています。
この問題は、次代のまちづくりや、地場産業の後継者確保面からも課題となっています。

目標実現に向けて

(1) 生涯学習推進体制の充実

- 生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の連携により、町民のニーズに対応する施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、生涯学習の拠点となる教育・文化関連施設の有効活用を図ります。
- 町民が学習したことを地域社会で生かせる生涯学習ボランティアの育成や地域における指導者の確保に努めます。

(2) 学習機会の充実と情報の提供

- 少子高齢化・情報化・国際化・環境・福祉・人権など多岐にわたるテーマに対応した学習講座等の開催を推進します。
- 町の広報紙やホームページ・公民館だより・コミュニティーカレンダー等により積極的な情報発信に努め、町民の生涯学習への理解と関心を深めるとともに、活躍の場を提供していきます。

(3) 学校教育との連携

- 那須町版コミュニティ・スクールの充実により、学校・家庭・地域の連携を深め、「地域とともにある学校づくり」に努め、生涯学習・文化振興・スポーツ振興の推進を図ります。

(4) 生涯学習関連施設の充実

ア 公民館の充実

- 生涯学習推進の見地から、公民館活動を充実させ、町民ニーズを基本にした学級・教室を開催します。
- 町内の4公民館共催事業など各公民館相互の連携を図り、地域に根ざした学習活動の充実を図ります。
- 学校との連携を図った事業や子どもを対象とした講座や教室の充実に努めます。
- 生涯学習の地域拠点としての役割を果たすと同時に、利用しやすい環境整備に努めます。

イ 図書館の充実

- 情報提供と視聴覚ソフトの充実を図り、利用者へのサービス向上に努めます。
- 図書の特典一括貸出し事業を充実し、学校図書館との連携を図ります。
- 赤ちゃんタイムや飲食タイムを周知し、サービス向上に努めます。

- 「那須町子どもの読書活動推進計画（第二期）」に基づき、子どもの読書環境の整備に努めるとともに、子どもの読書活動を推進します。
- 図書館利用者の利便性を重視した設備等の充実を図ります。

ウ 文化センターの充実

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層に応じた芸術文化にふれる機会を提供するとともに、町内の文化活動団体、サークルなどの育成、支援を推進します。
- 団体、サークルが活発に活動できるよう、施設の有効活用を図ります。

（５）家庭教育への支援

- 家庭、学校、地域社会が一体となり、心豊かな思いやりのある子どもの育成を目指し、親学習プログラムの提供を図ります。

（６）結婚活動への支援

- 近年、さまざまなライフスタイルと意識の変化により、未婚者が増加しています。一方で、結婚願望を持つ若者も多く存在していることから、定住自立圏域での出会いの場づくりやライフプランに関するセミナーなど、多面的な施策により結婚への支援を展開していきます。
- 結婚サポーターとの連携を密にし、結婚への支援を充実させます。
- とちぎ結婚支援センターへの会員登録の支援を図ります。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
親学習プログラムの実施数	回	21	30
とちぎ結婚支援センター会員登録者数	人	18	30

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・親学習プログラム出前講座 【継続】
- ・出会い応援事業 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・生涯学習社会の実現のため、町民のニーズを的確に捉え、情報の提供を図るとともに町民の要望に応えられるような教室や講座の開設を行う。
町 民 事業者	・町民がさまざまな教室や講座に参加するとともに、図書館や文化センター等の生涯学習施設の活用を通して生涯にわたっての「学び」を続ける。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

02 男女共同参画の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 男女共同参画社会の発展に向けて、女性の社会参加活動の支援を行います。
- 女性の子育て支援を充実させ、社会参加しやすい環境づくりを進めます。

=施策の内容=

男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

(2) 社会参加活動への支援

計画の背景

- 町民一人ひとりが生き生きと充実した生活を営むためには、男女が家庭生活、職場、地域活動にともに参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが不可欠です。
- 女性の社会参加を促進するため、リーダー養成講座及び研修を行うとともに、「みんなの集い」、公民館の女性学級、趣味の教室を開催しています。
今後も男女共同参画社会の発展に向け、働く女性のための環境整備、家庭生活と福祉の向上、母性の尊重と健康増進、子育て中の女性が社会参加できるような社会環境の整備が求められています。

目標実現に向けて

(1) 男女共同参画の推進

- 町内の女性団体が結集した那須町女性団体連絡協議会「さわやかネットワーク那須」を中心として、各種団体が連携・協力し、男女共同参画社会の発展に向けた事業及び研修会を開催するとともに、自主的な社会活動を支援します。
- 男性の育児参加を促進するための講座や教室、講演会等を開催することによって男女共同参画社会の実現をめざします。
- 男女共同参画社会の実現のため、性的マイノリティやその他の困難を抱える人などに対する正しい知識の習得に努め、全ての人権が尊重される環境づくりを目指します。

(2) 社会参加活動への支援

- リーダー養成講座等を通じて、女性指導者の養成を図るとともに、町の各種委員会・審議会に女性を登用し、社会参加活動を促進します。
- 子育て中の女性に対して、学級・講座において託児を充実させ、社会参加活動を支援します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
地方自治法に基づく審議会等の女性の登用割合	%	22.7	40.0

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・みんなの集い 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・各役職への積極的な女性の登用や女性団体の育成を図るとともに、女性団体が自立して活動できるよう支援を行う。
町 民 事業者	・女性向け教室や講座への積極的な参加及びリーダー研修・指導者研修を終了した方を中心に、新たな女性団体の立ち上げと自立を目指す。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

03

青少年の健全育成の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、職場、地域が一体となった取り組みを推進します。
- 子ども会活動やジュニアリーダーズクラブ等の活動をとおして青少年のリーダーを育成し、将来の町の担い手となる指導者を養成します。

=施策の内容=

青少年の健全育成の推進

(1) 青少年健全育成の推進

(2) 指導者・団体の育成

計画の背景

- 近年の社会の構造の複雑化・生活様式の多様化に伴い社会的連帯感が希薄となっており、生涯学習を通じた豊かな人間性と健やかな心身の育成がますます重要になってきています。
- 青少年を取りまく環境は、情報化社会の進展や、社会の大きな変貌が、個々の意識にさまざまな変化をもたらしていることから、家庭・学校・職場・地域が協力し、一体となって健全育成への施策を推進する必要があります。

目標実現に向けて

(1) 青少年健全育成の推進

- 心豊かでたくましい青少年を育むために、家庭、学校、職場、地域社会及び関係団体・行政が協働で青少年育成事業を実施します。
- 「子どもフェスティバル」が子どもによる子どものための活動になるよう支援していくとともに、世代を超えた交流につながるよう努めます。
- 子どもたちの教育や健全な育成並びに地域住民のコミュニケーションの向上を図るため、「和い輪い学習フォーラム」を開催するとともに、「家庭の日」の普及啓発に努め、明るい家庭づくりを推進します。
- 県や警察署、青少年育成指導員、地区推進員と緊密な連携を図り、青少年の非行防止に努めます。

(2) 指導者・団体の育成

- 青少年リーダー・青少年指導者を育成するため、各種講座・研修会を開催するとともに、青少年の指導者育成事業への参加を促進します。
- 会員数の減少により活動が停滞している子ども会育成会の活動を支援し、単位子供会の統合による地域活動の環を広げ、子どもたちの社会性を培うとともに、明るくたくましい子どもの育成を図ります。
- 少子化や参加者の減少に伴う各スポーツ少年団等のあり方を検討するとともに、指導者の育成を図ります。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
ジュニアリーダースクラブ員数	人	24	50
単位子ども会育成会数	団体数	76	60

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・子どもフェスティバル 【継続】
- ・和い輪い学習フォーラム 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・ 青少年の健全育成に向け、環境整備に努めるとともに青少年が参加する体験活動や教室・講座等を開催する。
町 民 事業者	・ 青少年が地域で活躍する場を提供するなど、地域の教育力を生かした青少年の健全育成を図る。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

04 学校教育環境の充実

目指すべき方向

=計画目標=

- 人間尊重の教育を基盤に、次代を担う人材として心身とも健やかで実践力のある児童生徒の育成を目指し、教育環境の整備や児童生徒の指導・相談体制、教育内容の充実に努めます。
- 学校と家庭、学校と地域との連携を強化し、子どもたちが多様な人と関わりながら豊かな体験を蓄積し、「生きる力」の醸成と共に基礎学力と健康な基礎体力を身につけて成長していく環境づくりを推進します。
- 児童生徒の学習意欲の向上と「主体的・対話的な深い学び」を育むため、ICTを活用した教育環境の整備や教員の活用指導力の向上、外部専門スタッフ等によるサポート体制の整備を進めます。

=施策の内容=

学校教育環境の充実

(1) 教育環境の整備充実

(2) 指導・相談体制の強化

(3) 教育内容の充実(ICT教育の推進)

(4) 学校・地域との連携

計画の背景

- 社会生活の多様化による家庭環境の変化から、地域社会及び家庭における教育力が低下し、児童生徒のさまざまな問題行動が増加傾向にあります。
これらを解決するため、不登校対策や学校全体の指導・相談体制の整備と充実を図る必要があります。
- 老朽化した学校施設・設備の改修や更新を計画的に行い、児童生徒に安全で快適な教育環境を提供していく必要があります。

- 新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えること、また、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記され、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的なICTの活用が想定されています。
- 学校給食については自校給食を実施しており、児童生徒の学校生活を豊かにし、心身の健全な発達に寄与してきました。今後とも食材の地産地消など、より望ましい学校給食のあり方を研究するとともに、給食関連施設の充実を図る必要があります。
- 屋内運動場等の体育施設やグラウンドを地域に開放し、生涯学習や福祉分野などへの有効利用を積極的に進める必要があります。
- 近年における社会環境の変化は子どもたちの成育環境にも影響を与えています。そのような状況の中、主体的に変化に対応する力と挑戦する態度を育てることが求められています。

目標実現に向けて

(1) 教育環境の整備充実

ア 学校施設の整備充実

- 施設の長寿命化に取り組み、緊急度・優先度を勘案して快適な学習環境を維持するために、学校施設の計画的な改修等を図ります。
- 児童生徒の情報活用能力を育むため、ICT機器やデジタル教材等が学習のツールとして授業で日常的に使用できるよう、町内の全児童生徒にタブレット端末を配備するなど、ICT教育環境の整備を推進します。
- 校務支援システムを導入し、管理体制の構築や事務処理を円滑に実施するため、校内外のLAN等の整備を推進します。
- 児童生徒の健康と体力を増進するため、体育施設の整備充実を推進します。

イ 学校図書室の充実

- 学校図書室の整備充実と図書支援員のサポートにより、児童生徒の主体的・意欲的な読書活動を促進します。

ウ 学校給食の充実

- 自校給食による地域に密着した安全でおいしい学校給食を継続するとともに、食育の啓発活動を推進します。

エ 遠距離通学・安全安心児童生徒対策の充実

- 遠距離通学児童生徒に対し、遠距離及び安全安心通学費補助事業により、保護者負担の軽減を図ります。
- 児童生徒の通学状況に応じた、スクールバスの運行ルートの見直し等により、送迎の効率化を図ります。

オ 通学路の安全対策の充実

- 教育委員会及び関係機関による通学路の合同点検を実施し、登下校時における児童生徒の安全確保を図ります。

カ 防災教育の推進

- 防災教育カリキュラムに基づく指導により、学校における安全教育の一層の推進を図ります。

(2) 指導・相談体制の強化

ア 教職員の指導力向上を目指した研修等の充実

- 教職員の指導技術向上や学習指導・児童生徒指導等に関わる効果的な研修を計画的に実施し、教職員の質の向上を図ります。
- 児童生徒の郷土愛を育むため、町の特色・魅力について継続的な研修を行います。

イ 学びの質を高めるための指導の充実

- 個に応じた学習指導の充実を図るため、関係機関との連携事業を推進し、学びの質を高めるための指導体制の充実を図ります。

ウ 児童生徒指導の推進・充実

- 問題行動対応対策チームや、いじめ、不登校対策チームなど、学校ごとにプロジェクトチームを組織するとともに、問題が発生した際に迅速に対応できるよう機能的な児童生徒指導の充実を図ります。
- 那須町いじめ防止対策推進条例に基づいた、いじめ防止等のための対策を推進します。

エ 教育相談体制の強化

- 相談体制の充実と機能充実を目指し、専門職及び専門性の高い相談員の常勤化、教育相談室と学校、家庭及び関係機関との連携強化を図ります。
- 適応指導教室における指導の充実を図り、ひきこもりや不登校児童生徒及び保護者に対し、学校復帰を目指した効果的な対応を行います。
- 指導助手や相談員を小中学校に配置するとともに、家庭や地域の協力を得ながら子どもたちが生き生きと学べる教育環境の整備を推進します。

(3) 教育内容の充実

ア ICT教育の推進

- 児童生徒に一人1台タブレット端末を整備し、主体的、協働的な学習支援とAIを活用した情報教育を推進します。
- ICT機器を活用した授業づくりの研究を推進し、積極的に授業公開や研修会を開催するなど教職員の資質向上を図ります。
- 情報教育を通じ、ネット犯罪に巻き込まれない教育の推進を図ります。

イ 国際理解教育の推進

- 英語指導助手（A L T）の配置や、中学校生徒の海外交流事業を推進します。また、教育旅行によるホームステイの受入れや小中学校での交流事業などを通じて国際理解教育の推進を図ります。

ウ 人権教育の推進

- 人権教育・生命尊重・情操教育の重要性を認識し、教職員の資質向上や家庭や地域社会への啓発活動を行います。

エ 環境教育の推進

- 学校ごとに、環境をテーマとする活動を行い、ごみの減量化、地球温暖化等、児童生徒の発達段階に応じた問題解決学習を推進します。
- 学校行事の中に自然体験学習や環境保護に関する活動等を積極的に取り入れ、那須の自然の大切さを学習する取り組みを推進します。

オ 特色ある学校経営の推進

- 学校ごとの目標を設定し、基礎学力の向上や、豊かな心をもった児童・生徒の育成に努めます。
- 農業体験や、町の歴史、産業、自然、文化を知る学習を推進します。

カ キャリア教育の推進

- 子どもたちの将来の自立に必要な、人間関係、情報活用、将来設計能力等、発達の段階に応じて身につけさせる教育を推進します。
(自然体験、異年齢集団活動、インターネット等活用情報学習、職場体験等)

キ 小・中一貫「人間関係プログラム」の展開

- 子どもたちが、人と接する際に必要な姿勢、態度、感情のコントロールの仕方、相手の感情の読み取り方などについて、楽しく学び、日頃の授業や行事などをはじめとする直接体験の場での定着を図ります。

ク 平和教育の推進

- 子どもたちが、平和の大切さと命の尊さをより一層認識するための、平和教育を推進します。

ケ 高等教育等への支援

- 学習意欲を持ちながら経済的な理由により就学困難な生徒に対し、奨学金制度を活用した町の将来を担う優秀な人材を育成する支援を行います。
- 県立那須高等学校と締結したパートナーシップ協定に基づき、活力あるまちづくりを目指し、相互の緊密な連携と協力を推進します。

(4) 学校・家庭・地域との連携

ア 社会体験学習の推進

○中学2年生を対象にした社会体験学習（マイ・チャレンジ事業）を学校・家庭・地域社会・関連機関が連携を図り推進します。

イ 地域ぐるみによる児童生徒の安全確保

○学校安全管理体制を強化し、防犯機器及び緊急時の連絡・通報システムの導入や整備を図ります。

○防犯ブザーやステッカーの普及等の拡充協力や情報伝達等の調査研究を進め、総合的な児童生徒の安全対策を推進します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
教育用ICT端末1台あたりの児童生徒数	人/台	24.4	1

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・町独自の教育課程「NAiSU（ナイス）タイム」により、系統性・継続性のある小中一貫教育を推進し、児童生徒のより良い教育環境を提供する。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

05 特別支援教育の充実

目指すべき方向

=計画目標=

- 特別支援の必要のある児童生徒が、将来社会人として自立できるよう、学校内での支援体制の充実を図るとともに、施設及び教材備品など教育環境の充実を図ります。
- 個々の特性に応じた支援を提供できるよう、指導内容の充実に努めます。

=施策の内容=

特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育推進体制の整備

(2) 教職員の確保と教育施設の整備

(3) 指導内容の改善充実

計画の背景

- 本町では、小中学校に特別支援学級を設置し、支援を要する児童生徒の教育にあたっています。また、県北地域に那須特別支援学校が設置されており、地域の特別支援の拠点校としての役割を担っています。
- 児童生徒の適正な就学を図るため、教育支援委員会を設置していますが、委員会と各学校、関係機関が適切に情報共有を行い、対象児童生徒への指導体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 特別支援教育に対する保護者や住民のニーズを理解し、支援を要する児童生徒の能力に応じた適切な教育を行うことにより、将来、社会の一員として自立できるよう特別支援教育の整備充実を図る必要があります。

目標実現に向けて

(1) 特別支援教育推進体制の整備

- 教育支援委員会、教育相談室の充実を図り、保護者の理解を得ながら適切な教育支援の推進を図ります。
- 適切な就学につなげるために、家庭と幼稚園・保育園、学校、教育相談室、児童相談所、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携を図り、特に支援の必要な幼児の早期発見に努めます。
- 那須町特別支援教育推進計画の推進により、関係機関が連携した相談・支援体制の充実を図ります。
- 専門家チームが小・中学校を訪問し、校内支援体制を構築するための支援を行う、児童生徒教育支援訪問事業（OT、SSW訪問も含む）の実施により、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育支援を行える体制を整備します。

(2) 教職員の確保と教育施設の整備

- 児童生徒が将来、社会人としての自立ができるよう支援するため、ICT教材等の整備のほか、教育活動指導助手等の人材を活用します。

(3) 指導内容の改善充実

- 障がいの種類や程度に応じて、その能力や適性を十分に伸ばすことができるよう教育内容や方法に関する改善を図ります。また、関係機関との連携を緊密にし、特別支援教育の指導内容の充実を図ります。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
児童生徒教育支援訪問事業の実施	訪問回数	各校1回	各校2回以上

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・児童生徒教育支援訪問事業の実施 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・那須町特別支援教育推進計画の推進により、関係機関が連携した相談・支援体制の充実を図る。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

06

コミュニティ・スクールの充実

目指すべき方向

=計画目標=

- 地域・学校・家庭の連携を強化し、子どもたちが多様な人と関わりながら豊かな体験を蓄積し、「生きる力」の醸成と共に基礎学力と健康な基礎体力を身につけて成長していく環境づくりを推進します。

=施策の内容=

コミュニティ・スクールの充実

(1) 地域・学校・家庭の連携

(2) 地域学校協働活動の推進

(3) 制度理解の啓発

計画の背景

- 子ども達や学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、他と協働しながら主体的に未来を切り開く子どもを育み、持続可能な地域社会を築いていくためには、地域・学校・家庭が一体となって子どもを育てる体制づくりが求められています。

目標実現に向けて

(1) 地域・学校・家庭の連携

- コミュニティ・スクールを設置することにより、地域・学校・家庭が一体となって児童生徒の健全育成を目指す体制を築きます。

(2) 地域学校協働活動の推進

- 地域の子は地域で育てるという気運を高め、多様な地域人材による学校支援活動を充実させるとともに、地域行事への積極的な参加を促進します。

(3) 制度理解の啓発

- コミュニティ・スクール制度の取り組みを理解してもらうため、制度の周知及び説明会等を実施します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
コミュニティ・スクール設置数	校	5	8

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

07 地域文化活動の活性化

目指すべき方向

=計画目標=

- 本町の歴史と伝統を知り、郷土愛にあふれたひとづくりを目指します。
- 町民の自主的な文化芸術活動を促進するため、文化施設の活用を推進します。
- 次世代の芸術家を育成するため、子どもを対象にした優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。
- 本町の貴重な財産である文化財を適切に保存し、次世代に継承し公開、活用に努めます。
- 先人たちから受け継がれ地域の人々により継承されている伝統文化の保存・伝承に努めるとともに公開、活用して次世代の継承者育成に努めます。

=施策の内容=

地域文化活動の活性化

(1) 文化芸術活動の促進

(2) 文化施設の充実と活用

(3) 文化財の保存と活用

(4) 伝統文化の保存・伝承と活用

計画の背景

- 那須町文化センター、田中複合施設及び那須歴史探訪館は本町の文化活動の拠点であり、サークル活動も年々増加し、町民の自主的・創造的な活動が行われています。現在、文化協会を中心に各種団体が盛んに活動を展開していますが、日本古来の伝統芸能部門は、高齢化や会員の減少、後継者不足などの問題を抱えており、次世代の継承者を育成していく必要があります。
- 文化財は、整備計画に基づいて順次整備を実施していますが、今後とも適切な保存と活用が求められています。周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図を整備し、適切な保存に努める必要があります。
- 町民のくらしに豊かさや潤いをもたらせるよう、身近な町の文化施設で町民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供する必要があります。

■ 目標実現に向けて

(1) 文化芸術活動の促進

- 芸術文化活動を促進するため、近隣市町と連携した芸術祭等への参加を促進します。
- 文化協会の会員が講師となり、保育園・小中学校等で鑑賞会や体験をさせるなど世代間を通じた交流や、在住外国人との異文化交流を通じ、文化的な相互理解を促進します。
- 文化協会をはじめ、各種団体サークル活動の育成に努めるとともに、町民の自主的文化活動や住民参加型事業の取り組みを推進します。

(2) 文化施設の充実と活用

- 文化センター利用者の利便性を重視し、町の文化振興の拠点として、また、町の防災計画における主要避難所としても利用されることから、施設の維持管理に努めます。
- 平成30年度にオープンした田中複合施設の地域コミュニティ活動支援施設について、文化センターの補完施設として文化活動、地域コミュニティ活動の活用を推進します。
- 歴史探訪館は、史料の調査、収集、研究を行い、展示の充実や研究発表の場の提供に努めるとともに、町の歴史の情報発信拠点としての役割を果たしていきます。また、後世に引き継ぐため、歴史的価値のある公文書等の収集に取り組みます。
なお、歴史探訪館の収蔵庫のスペースには限りがあるため、廃校となった学校施設の空き教室など既存施設を利用して保存していくよう検討します。

(3) 文化財の保存と活用

- 文化財の保護、保存のための事業を積極的に導入するとともに、各分野における調査と史料の収集に努めます。
- 埋蔵文化財包蔵地の分布図を整備し、適切に保存に努めます。

(4) 伝統文化の保存・伝承と活用

- 高齢化や会員の減少、後継者不足などの問題を抱えている伝統芸能を後世に引き継ぐため、伝統文化の保存団体への支援を継続します。
- 後継者の育成に繋がるよう、保育園や小中学校等に地域の人々等が講師となり、地域に伝わる伝統文化に関する鑑賞や体験を実施し、次世代の後継者を育成していきます。



御神火祭

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
活動している伝統芸能保存団体数	団体	10	9
保育園・小中学校との連携事業数	回	0	3

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・ 町伝統芸能継承支援事業 【継続】
- ・ 文化財管理事業 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、小中学校等と地域をつなぎ、伝統文化芸術の保存と活用に努め、豊かな感性と郷土愛を育むパイプ役となる。 ・ 埋蔵文化財包蔵地を適切に保存するため、分布図を整備する。 ・ 文化財所有者の高齢化に伴い、維持管理が困難な有形文化財について、寄託、寄贈の制度活用を推進する。 ・ 文化財所有者の意識を高めるため、現況調査などを実施する。 ・ 近隣市町と連携し、文化芸術に触れる機会を提供することにより、文化に親しみ、文化意識の高まりを醸成する。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての町民に文化活動の機会が得られるよう、それぞれのライフサイクル、ライフステージに合わせた身近な文化活動に触れる。

基本方針

7 “教育・文化・スポーツ”のまち

08

スポーツ・レクリエーションの推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 那須町スポーツ推進計画に基づき、町民が健康で活気にあふれ、生きがいのある生活が送れるよう、「町民一人1スポーツ」をスローガンに、子どもから高齢者までのスポーツによるまちづくりを推進します。
- スポーツ施設の整備を推進します。

=施策の内容=

スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ関係団体の組織強化
- (3) 生涯スポーツの指導体制の充実
- (4) スポーツ施設の整備
- (5) 学校体育施設の開放

計画の背景

- 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、国民（町民）がスポーツをする権利と楽しむ権利があることを明確にしています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会、また第77回国民体育大会栃木県開催などを契機としてスポーツに関する関心が高まっています。
- 国内における少子高齢化社会の進行により、町民の関心も従来の競技スポーツから健康志向であるスポーツ・レクリエーション活動へと変化しつつあり、各種のスポーツクラブが結成されるなど、幅広い年齢層による活動の多様化が進んでいます。
- 本町では、健康で生きがいのある生活づくりの取り組みとして、中央運動公園及びスポーツセンター、那須スイミングドームをスポーツ・レクリエーション活動の拠点とし、各種のスポーツ大会、教室等を開催し、地域住民の誰もが気軽に参加できる「生涯スポーツ」の推進を図っています。
- 小中学校の屋内運動場等の体育施設は、身近なスポーツ活動の場として、広く地域に開放しています。

- 社会の変化や、多様化するニーズに的確に応えられるよう、スポーツ施設の計画的な充実を進めるとともに、地域におけるスポーツ・レクリエーション指導者の養成を行う必要があります。

目標実現に向けて

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 幅広い年齢層の町民を対象にしたスポーツ・レクリエーション及び自然体験活動の場を提供し、健康志向を取り入れたスポーツの普及を図るとともに各種スポーツ教室・大会を積極的に開催します。
- 町体育協会や各種スポーツクラブまた自治公民館やスポーツ少年団等が実施するスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- スポーツイベントを開催し、町民のスポーツ意欲と健康増進を図り、また、スポーツを通じた観光まちづくりを推進します。
- 広域的なスポーツイベントの普及を推進します。
- サイクルスポーツの振興や、那須町の豊かな地域資源である自然を活かしたスポーツ・ツーリズムを推進します。

(2) スポーツ関係団体の組織強化

- 2022年に第77回国民体育大会が栃木県で開催されることもあり、那須町体育協会の更なる組織強化と活動資金の確保及び競技団体の組織強化に努めます。

(3) 生涯スポーツの指導体制の充実

- 生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員等の指導員の育成確保、有資格指導者の育成に取り組みます。
- スポーツを楽しむ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶスポーツ少年団の育成と充実を図ります。

(4) スポーツ施設の整備

- 気軽にスポーツ活動ができる環境づくりのため、各種スポーツ施設の適切な維持管理を行います。
- 町民に親しまれ、町外からも人々が集うスポーツ施設の整備を目指します。
- 老朽化した施設については大規模改修を含め適正な整備改修を行います。

(5) 学校体育施設の開放

- 学校教育との連携のもとに、学校体育施設の開放を行い、日常生活における身近なスポーツ活動の普及促進を図ります。
- 閉校となった那須町立小学校や中学校の体育施設について、スポーツ・レクリエーション、社会教育活動の場として開放することが決定された場合には、管理体系及び使用料等の検討を行い効率的な利用を進めます。

